

令和3年度 博物館実習実施要項

葛飾区郷土と天文の博物館

1 趣旨

博物館実習は、博物館法施行規則第1条第2項に基づく学芸員資格取得のため必要な実務実習の課程です。当館では毎年度、博物館の活動に資する学芸員を育成するため、博物館法の趣旨に則り、実習を実施しています。

2 実習期間

令和3年5月29日（土）～5月30日（日）

※今年度は新型コロナウイルスの影響を考慮し、実習期間を例年より短くします。

※新型コロナウイルスの影響によっては実習を中止する場合があります。

3 受入予定人数

定員5人。

定員を超えた場合、下記の条件で選考します。

- ・学芸員として博物館への就職を目指している者。
- ・当館で実習を希望する理由が明確であること。
- ・一大学につき1人を原則とする。
- ・当館で扱う分野（日本史学・日本民俗学・日本考古学・天文学）を専攻、もしくは卒業論文で扱う学生を優先します。
- ・大学4年生、大学院修士課程2年生以上で今年度修了予定者を優先します。
- ・区内にお住まいの学生を優先します。

4 申込の受付

ホームページから申込用紙をダウンロードし、大学の担当者が郵送でお申し込みください。封筒に「博物館実習書類」と明記してください。

84円分の切手を貼った返信用封筒2枚を同封してください。封筒には宛先（大学担当者名、実習希望者名を各1枚）をご記入ください。

書類の記載事項に不備がないようご注意ください。

5 受付期間

令和3年4月14日（水）～4月30日（金）（必着）

上記期間以外は受け付けできませんのでご注意ください。

6 受入の諾否

文書により回答します。

7 その他

- ・実習中及び通勤時の万が一の事故などに備え、大学で実習者に対して対人、対物の保険に必ず加入してください。実習中、通勤時に発生した事故等の責任は当館では負いかねます。
- ・当館では実習の評価や修了証明の発行はいたしませんのでご了承ください。
- ・実習生は実習期間中、博物館職員と同じであるという自覚を持って、職員の指示に従って規律のある行動を心掛けてください。